

1 1 保 険 課

(1) 健康保険組合の行う業務についての指導及び監査

① 概要

健康保険組合は、企業のサラリーマンについて、国の健康保険事業を代行することを目的として、健康保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立した公法人です。

そのため、健康保険組合では、健康保険法をはじめとする法令、通知、健康保険組合規約・規程に基づいて事業運営を行っています。

近畿厚生局では、健康保険組合から申請があった、規約変更等の認可や届出書等の受理及び審査、厚生労働大臣へ提出される書類の審査等の業務のほか、健康保険組合の適正な予算編成のために説明会等を開催しています。

また、健康保険組合における事業運営状況について、検査、指導等を行うことを目的として、管内の健康保険組合に対する実地指導監査を実施しています。

実地指導監査においては、総合監査はもとより、財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から指導を実施し、ひとりあたりの医療費が高額となっている健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を置いた指導を実施するなど、それぞれの健康保険組合の事業運営状況に添った実地指導監査を行っています。

② 実績

ア 所管する健康保険組合数

	単 一	連 合	総 合	総 数
平成28年度末	207 組合	7 組合	56 組合	270 組合
平成29年度末	204 組合	7 組合	56 組合	267 組合
平成30年度末	206 組合	7 組合	56 組合	269 組合

イ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の審査等	公法人証明・印鑑証明等
平成28年度	392件	2,093件	3,525件	953件
平成29年度	408件	2,231件	3,227件	801件
平成30年度	343件	1,969件	3,231件	822件

ウ 実地指導監査の実施件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実地指導監査	52 組合	61 組合	59 組合

(2) 全国健康保険協会支部の行う業務の認可及び検査

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、主として中小企業等（健康保険組合に加入していない企業）のサラリーマンについて健康保険事業を行うため、健康保険法により設置されており、健康保険法をはじめとする法令、通知、諸規程に基づき事業運営を行っています。

また、全国健康保険協会は、加入者に対する保険給付の適正な支給決定のため、法令に基づき、必要に応じて事業主に対する立入検査を実施しています。

近畿厚生局では、全国健康保険協会が、法令に基づき行う事業主への立入検査等について認可を行っており、その認可有効期間の満了時には、全国健康保険協会の支部から立入検査等の実施結果の報告を受け、立入検査等が適正に実施されたことを確認しています。

また、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部について、会計事務及び個人情報取扱をはじめ、業務全般の事故防止を図る観点から、事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

② 実績

ア 健康保険協会が行う立入検査等の認可件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可件数	27 件	15 件	8 件

イ 全国健康保険協会が行う立入検査等の実施結果報告の受理・確認件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受理・確認件数	116 件	48 件	13 件

ウ 立入検査の実施件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
立入検査	2 支部	3 支部	2 支部